

富士宮市と東京農業大学との連携協力に関する協定書

(目的)

第1条 この協定は、富士宮市と東京農業大学が包括的な連携のもと地域社会の発展と人材育成のため、産業振興、まちづくり等様々な分野において相互に協力することを目的とする。

(協力事項)

第2条 両者は、次の事項について協力する。

- (1) フードバレー構想の推進等産業振興のための連携
- (2) 教育・文化発展のための連携
- (3) 人材育成のための連携
- (4) まちづくりのための連携
- (5) その他両者が協議して必要と認める連携

(有効期間)

第3条 この協定書の有効期間は、協定締結の日から5年間とする。ただし、この協定書の有効期間満了の日の3ヶ月前までに、富士宮市と東京農業大学のいずれからも改廃の申し入れがないときは、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

(その他)

第4条 この協定書に定めるもののほか、連携協力の細目その他の事項について、富士宮市と東京農業大学が協議して別に定めるものとする。

本協定の証として本協定書を2通作成し、署名捺印のうえ、各自その1通を所持する。

平成16年12月16日

静岡県 富士宮市弓沢町150番地
富士宮市長

小室通義 

東京都 世田谷区桜丘1丁目1番1号
東京農業大学学長

進士五十八 